



《会計・税務の知識》 速報！平成 28 年度税制改正大綱

12月16日、遂に延び延びとなっていた平成28年度税制改正大綱がまとまりました。

争点となっていた消費税については、税率10%の引き上げを平成29年4月に確実に実施するとしての上で、同時期に軽減税率制度を導入することが明記されました。また、平成33年4月からはインボイス制度が導入され、免税事業者等からの仕入税額については、経過措置を経て段階的に控除ができなくなる見込みです。

一方、法人税については、実効税率が昨年に引き続き引下げられ、現行32.11%が、平成28年度及び29年度は29.97%、平成30年度以降は29.74%とされますが、外形標準課税拡充、欠損金繰越控除の見直し、建物付設備等の減価償却の定額法への一本化等、課税ベース拡大措置が施されています。廃止が見込まれていた接待飲食費の50%損金算入制度は、2年間延長されるようです。

その他、地方創生、空家対策、子育て支援、納税環境整備の観点から、様々な制度が盛り込まれています。

以下では、速報版として主要な改正にかかる要約をご紹介します(全10ページ)。詳細はこちらでご確認頂けます。(<https://www.jimin.jp/news/policy/131061.html>)

〔個人所得課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の新設(新設)	相続の開始の直前において、被相続人の居住家屋及びその敷地に供されていた土地について次の要件等を満たす譲渡をした場合には、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について、居住用財産の譲渡所得の3,000万円の特別控除を適用できる。 ・当該譲渡の対価の額が1億円を以下であること。 ・昭和56年5月31日以前に建築(区分所有建築物を除く)された家屋であること。 ・相続開始直前で、被相続人以外に居住していた者がいないこと ・相続時から譲渡時まで事業や貸付、居住の用に供していないこと 等	平成28年4月1日から平成31年12月31日の譲渡 (相続の開始があつた日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限り)
所得税 住民税	長期譲渡所得の課税の特例の適用期限延長	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を延長する。	平成29年12月31日まで(2年間延長)
所得税 住民税	居住用財産の譲渡所得の繰越控除等の適用期限延長	居住用財産の買換え等及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を延長する。	平成29年12月31日まで(2年間延長)
所得税 住民税	上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象の拡充	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例又は贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用により行ったものとみなされた譲渡が適用対象に加わる。	—
所得税 住民税	NISA(少額投資非課税制度)の利便性向上	勘定設定期間(①平成26年から平成29年、②平成30年から平成33年)毎に、住民票の写しおよび個人番号等の提出が必要だったが、平成30年以降一律に個人番号のみを用いることとする。また、②の勘定設定期間を平成30年1月1日から平成35年12月31日とする。	平成30年以後の非課税適用確認書の交付申請書

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	エンジェル税制の適用対象となる株式会社の範囲の拡大	エンジェル税制（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の適用対象となる株式会社の範囲に、特定地域再生事業を実施する株式会社で一定の要件を満たすことにつき認定地方公共団体の確認を受けたものを加える。	平成28年4月1日から平成30年末までに確認を受けた日から3年以内に発行する株式
所得税 住民税	先物取引における損失の繰越控除の適用対象の縮減	先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除について、適用対象となる先物取引の範囲から以下のものを除く。 （1）商品先物取引業者以外の者を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引 （2）金融商品取引業者等以外の者を相手方として行う店頭デリバティブ取引	平成28年10月1日以後に開始する先物取引に適用
所得税	住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設	（1）住宅の三世帯同居改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例 個人が所有する居住用の家屋について、一定の三世帯同居改修工事等をして、当該居住用の家屋を適用期間内にその者の居住の用に供した場合、その工事等に係る住宅借入金等の年末残高（1,000万円を限度）について、次の①と②の合計額を所得税額から控除する。 ① 工事費用（250万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高2% ② ①以外の住宅借入金等の年末残高1% （注1）この特例は、住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間は5年とする。 （注2）「一定の三世帯同居改修工事」とは、（i）調理室、（ii）浴室、（iii）便所又は（iv）玄関のいずれかを増設する工事（改修後、（i）から（iv）までのいずれか2つ以上が複数となるものに限る。）であって、その工事費用（補助金等の交付がある場合には、補助金控除後の金額）の合計額が50万円を超えるものをいう。（2）において同じ） （2）既存住宅に係る三世帯同居改修工事をした場合の所得税額の特別控除 個人が所有する居住用の家屋について一定の三世帯同居改修工事をして、当該居住用の家屋を適用期間内にその者の居住の用に供した場合に、標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除する。本税額控除は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除又は特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と併用しない。	平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間にその者の居住の用に供した場合に適用
所得税 住民税	スイッチ OTC 薬控除の創設	健康管理の下において、一定のスイッチ OTC 医薬品の購入の対価を支出した場合に、その合計額が1万2千円を超える場合には、その超える部分の金額について8万8千円を限度として、その年の総所得金額等から控除する。なお、医療費控除との併用はできない。 対象は以下の通り。 （1）特定健康診査 （2）予防接種 （3）定期健康診断 （4）健康診断 （5）がん検診	平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に支出したものについて適用

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度についての拡充	公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、次の措置を講ずる。 （１）適用対象となる公益法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件(いわゆる「パブリック・サポート・テストの絶対値要件」)について、公益法人等の各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が１億円に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が１００人以上であることとする要件（現行要件）を、その公益目的事業費用等の額の合計額を１億で除した数に１００を乗じた数（最低１０人）以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が３０万円以上であることとする要件を加える。 （２）特例の対象となる寄附金の範囲に一定の要件を満たす国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構等を加える。	平成２８年分以降の所得税について適用
所得税 住民税	非課税所得についての拡充	通勤手当の非課税限度額を月額１５万円（現行１０万円）に引き上げる。	平成２８年１月１日以後に受けるべき通勤手当について適用
所得税 住民税	国外転出時課税制度について	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例及び贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例について、次の措置を講ずる。 （１）制度の適用を受けた居住者につき一定の事由が生じたことにより、当初申告書と異なることとなった場合には、その居住者の相続人は、その事由が生じた日から４月以内に、税額が増加する場合には修正申告書を、税額が減少する場合には更正の請求を提出することができる。 （２）対象となる有価証券等の範囲から、新株予約権その他これに類する権利で行使による所得の全部又は一部が国内源泉所得となるものを除外する。 （３）国外転出時課税制度又は贈与等時課税制度の適用がある場合の納税猶予に係る期限の満了に伴う納期限を、国外転出等の日から５年４月を経過する日（現行：５年を経過する日）とする。 （４）国外転出等の日の属する年分の所得税につき国外転出時課税制度又は贈与等時課税制度の適用を受けていない場合には、取得価額をその国外転出の時又は贈与若しくは相続の時における価額をもって取得したものとみなす措置等を適用しない。 （５）国外転出時課税の納税猶予の適用を受けている者が、国外転出後に同銘柄有価証券等を取得、譲渡した場合の取扱いを明確化する。	平成２８年１月１日以後に一定の事由が生じた場合に適用 平成２８年分以後の所得税について適用 平成２８年１月１日以後期限の満了が到来する場合に適用 平成２８年１月１日以後に帰国等をした場合について適用 平成２８年１月１日以後の譲渡等について適用

〔法人課税〕

税目	項目	改正内容	適用時期																																		
法人税	法人税率の引き下げ	<p>法人税の税率について、次のとおり段階的に引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正</th> </tr> <tr> <th>平成28年4月1日以後開始事業年度</th> <th>平成30年4月1日以後開始事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税率</td> <td>23.9%</td> <td>23.4%</td> <td>23.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>これにより法人実効税率が次のとおり段階的に引き下げられる。但し、中小法人の所得 800 万円以下の部分については軽減措置の特例廃止により、29 年度より引上げられる予定。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">開始事業年度</th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="3">改正</th> </tr> <tr> <th>H28/4/1 ~ H29/3/31</th> <th>H29/4/1 ~ H30/3/31</th> <th>H30/4/1 以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①外形標準課税法人</td> <td>32.11%</td> <td>29.97%</td> <td>29.97%</td> <td>29.74%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②①以外の所得課税法人</td> <td>年 400 万円超 800 万円以下</td> <td>23.20%</td> <td>23.20%</td> <td>27.57%</td> <td>27.57%</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円超</td> <td>34.33%</td> <td>33.80%</td> <td>33.80%</td> <td>33.59%</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正		平成28年4月1日以後開始事業年度	平成30年4月1日以後開始事業年度	法人税率	23.9%	23.4%	23.2%	開始事業年度	現行	改正			H28/4/1 ~ H29/3/31	H29/4/1 ~ H30/3/31	H30/4/1 以後	①外形標準課税法人	32.11%	29.97%	29.97%	29.74%	②①以外の所得課税法人	年 400 万円超 800 万円以下	23.20%	23.20%	27.57%	27.57%	年 800 万円超	34.33%	33.80%	33.80%	33.59%	<p>平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度 (23.4%)</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度 (23.2%)</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日以後、中小企業者等の法人税率の軽減措置特例の廃止 (15%→19%)</p>
	現行	改正																																			
		平成28年4月1日以後開始事業年度	平成30年4月1日以後開始事業年度																																		
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%																																		
開始事業年度	現行	改正																																			
		H28/4/1 ~ H29/3/31	H29/4/1 ~ H30/3/31	H30/4/1 以後																																	
①外形標準課税法人	32.11%	29.97%	29.97%	29.74%																																	
②①以外の所得課税法人	年 400 万円超 800 万円以下	23.20%	23.20%	27.57%	27.57%																																
	年 800 万円超	34.33%	33.80%	33.80%	33.59%																																
法人税 所得税 地方税	生産性向上投資促進税制 適用期限をもって廃止	<p>生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（生産性向上投資促進税制）について適用期限を延長せず、それぞれ以下の適用期限をもって廃止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>(1)平成28年3月31日までの事業共用資産</th> <th>(2)平成29年3月31日までの事業共用資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外の資産</td> <td>即時償却 又は 税額控除 5%</td> <td>特別償却 50% 又は 税額控除 4%</td> </tr> <tr> <td>建物 構築物</td> <td>即時償却 又は 税額控除 3%</td> <td>特別償却 25% 又は 税額控除 2%</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	(1)平成28年3月31日までの事業共用資産	(2)平成29年3月31日までの事業共用資産	下記以外の資産	即時償却 又は 税額控除 5%	特別償却 50% 又は 税額控除 4%	建物 構築物	即時償却 又は 税額控除 3%	特別償却 25% 又は 税額控除 2%	<p>(1)平成 28 年 3 月 31 日までに事業に共用した資産</p> <p>(2)平成 29 年 3 月 31 日までに事業に共用した資産</p>																									
対象資産	(1)平成28年3月31日までの事業共用資産	(2)平成29年3月31日までの事業共用資産																																			
下記以外の資産	即時償却 又は 税額控除 5%	特別償却 50% 又は 税額控除 4%																																			
建物 構築物	即時償却 又は 税額控除 3%	特別償却 25% 又は 税額控除 2%																																			
法人税 所得税	減価償却制度の見直し	<p>平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する以下の減価償却資産について定率法を廃止し、償却方法を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資産の区分</th> <th colspan="2">償却方法</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物附属設備及び構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)</td> <td>定額法 定率法</td> <td>定額法</td> </tr> <tr> <td>鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備及び構築物に限る)</td> <td>定額法 定率法 生産高比例法</td> <td>定額法 生産高比例法</td> </tr> </tbody> </table>	資産の区分	償却方法		現行	改正	建物附属設備及び構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)	定額法 定率法	定額法	鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備及び構築物に限る)	定額法 定率法 生産高比例法	定額法 生産高比例法	平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する事業年度から適用																							
資産の区分	償却方法																																				
	現行	改正																																			
建物附属設備及び構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く)	定額法 定率法	定額法																																			
鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備及び構築物に限る)	定額法 定率法 生産高比例法	定額法 生産高比例法																																			

法人税	欠損金の繰越控除制度の見直し	<p>欠損金の繰越控除限度制度等の見直し</p> <p>(1) 平成 27 年度改正で講じた青色申告書提出事業年度の欠損金、青色申告書未提出事業年度の災害損失金、連結欠損金の繰越控除制度の控除限度額の段階的な引き下げ措置を以下のとおり見直す。</p> <table border="1" data-bbox="547 277 1203 595"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成27年度改正</th> <th colspan="2">平成28年度改正</th> </tr> <tr> <th>事業年度開始日</th> <th>控除限度割合</th> <th>事業年度開始日</th> <th>控除限度割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成27年4月～平成29年3月</td> <td rowspan="2">100分の65</td> <td>平成27年4月～平成28年3月</td> <td>100分の65</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月～平成29年3月</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成29年4月～</td> <td rowspan="2">100分の50</td> <td>平成29年4月～平成30年3月</td> <td>100分の55</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月～</td> <td>100分の50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成 27 年度改正で講じた次の期間延長措置の開始時期について1年延期し(平成 29 年 4 月 1 日施行から平成 30 年 4 月 1 日施行に延期)、平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度において生じた欠損金額について適用することとする。</p> <table border="1" data-bbox="547 848 1203 1137"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>平成27年改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 欠損金の繰越期間</td> <td>9年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>② 欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存期間</td> <td>9年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>③ 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限</td> <td>9年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>④ 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間</td> <td>9年</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度改正		平成28年度改正		事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合	平成27年4月～平成29年3月	100分の65	平成27年4月～平成28年3月	100分の65	平成28年4月～平成29年3月	100分の60	平成29年4月～	100分の50	平成29年4月～平成30年3月	100分の55	平成30年4月～	100分の50		現行	平成27年改正	① 欠損金の繰越期間	9年	10年	② 欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存期間	9年	10年	③ 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限	9年	10年	④ 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間	9年	10年	<p>—</p> <p>(2) 平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用</p>
平成27年度改正		平成28年度改正																																				
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合																																			
平成27年4月～平成29年3月	100分の65	平成27年4月～平成28年3月	100分の65																																			
		平成28年4月～平成29年3月	100分の60																																			
平成29年4月～	100分の50	平成29年4月～平成30年3月	100分の55																																			
		平成30年4月～	100分の50																																			
	現行	平成27年改正																																				
① 欠損金の繰越期間	9年	10年																																				
② 欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存期間	9年	10年																																				
③ 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限	9年	10年																																				
④ 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間	9年	10年																																				
事業税	法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大	<p>(1) 法人事業税の税率の改正</p> <p>資本金 1 億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="547 1279 1203 1579"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.72%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.30%</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所得割</td> <td>～400 万円</td> <td>3.1% (1.6%)</td> <td>1.9% (0.3%)</td> </tr> <tr> <td>400 万円～800 万円</td> <td>4.6% (2.3%)</td> <td>2.7% (0.5%)</td> </tr> <tr> <td>800 万円～</td> <td>6.0% (3.1%)</td> <td>3.6% (0.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率</p> <p>(2) 地方法人特別税の税率の改正</p> <p>資本金 1 億円超の普通法人の地方法人特別税の税率(法人事業税の所得割額に対する税率)を、現行(平成 27 年度)93.5%から改正案(平成 28 年度)414.2%とする。</p> <p>(3) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置を講ずる。(付加価値割について、付加価値割額 40 億円未満の法人を対象とする)</p>		現行	改正案	平成 27 年度	平成 28 年度～	付加価値割	0.72%	1.2%	資本割	0.30%	0.50%	所得割	～400 万円	3.1% (1.6%)	1.9% (0.3%)	400 万円～800 万円	4.6% (2.3%)	2.7% (0.5%)	800 万円～	6.0% (3.1%)	3.6% (0.7%)	平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用														
	現行	改正案																																				
	平成 27 年度	平成 28 年度～																																				
付加価値割	0.72%	1.2%																																				
資本割	0.30%	0.50%																																				
所得割	～400 万円	3.1% (1.6%)	1.9% (0.3%)																																			
	400 万円～800 万円	4.6% (2.3%)	2.7% (0.5%)																																			
	800 万円～	6.0% (3.1%)	3.6% (0.7%)																																			

住民税 事業税	地方法人課税の偏在是 正	(1) 法人住民税法人税割の税率の改正	平成 29 年 4 月 1 日以 後に開始する事業年 度から適用																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県民税</td> <td>標準税率</td> <td>3.2%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td>制限税率</td> <td>4.2%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>市町村民税</td> <td>標準税率</td> <td>9.7%</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td>制限税率</td> <td>12.1%</td> <td>8.4%</td> </tr> </tbody> </table>				現行	改正案	道府県民税	標準税率	3.2%	1.0%	法人税割	制限税率	4.2%	2.0%	市町村民税	標準税率	9.7%	6.0%	法人税割
		現行	改正案																	
道府県民税	標準税率	3.2%	1.0%																	
法人税割	制限税率	4.2%	2.0%																	
市町村民税	標準税率	9.7%	6.0%																	
法人税割	制限税率	12.1%	8.4%																	
		(2) 地方法人税の税率の改正 地方法人税の税率を現行 4.4%から 10.3%に引き上 げる。 (3) 地方法人特別税は廃止し、法人事業税に復元 する。																		
法人税 所得税	地方拠点強化税制の拡 充	雇用促進税制のうち、地方活力向上地域特定業務施 設整備計画に係る措置について、雇用者給与等支給 額が増加した場合の税額控除制度と重複して適用で きることとする。	—																	
法人税 住民税	地方創生応援税制（企 業版ふるさと納税）の 創設	地域再生法の改正を前提に、青色申告書を提出する 法人が、地域再生法改正法の施行日から平成 32 年 3 月 31 日までに、地域再生法の認定地域再生計画に記 載された同法の地方創生推進寄附活用事業（仮称） に関連する寄附金を支出した場合には、次のとおり それぞれ税額控除ができることとする。 (1) 当該寄附金の合計額の 10%を当該事業年度に 係る法人事業税額から税額控除。（当期の法人 事業税額の 20%を上限） (2) 当該寄附金の合計額の 20%を当該事業年度に 係る法人道府県民税・市町村民税法人税割額 から税額控除。（当期の法人道府県民税・市町 村民税法人税割額の 20%を上限） (3) ①②のいずれか少ない金額を法人税にて税額 控除。（当期の法人税額の 5%を上限） ① 当該寄附金の合計額の 20%から（2）の 合計額を控除した金額 ② 当該寄附金の合計額の 10%	—																	
法人税	交際費等の損金不算入 制度	下記の現行制度の適用期限を 2 年延長する。 (1) 接待飲食費に係る損金算入の特例（100 分の 50 まで損金算入可能） (2) 中小法人に係る損金算入の特例（800 万円まで 損金算入可能）	平成 30 年 3 月 31 日 までに開始する事業 年度まで																	
法人税 所得税	環境関連投資促進税制	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合 の特別償却又は税額控除制度について下記の見直し を行った上で適用期限を 2 年延長する。 (1) 風力発電について即時償却の廃止 (2) 太陽光発電設備の対象を認定発電設備以外の ものとするなど、対象資産について見直しを 行う。 (3) 税額控除の対象資産から車両運搬具を除外	平成 28 年 4 月 1 日 から平成 30 年 3 月 31 日までの取得ま で																	
法人税 所得税	雇用促進税制	下記の措置を講じた上で適用期限を 2 年延長する。 (1) 増加雇用者の範囲が同意雇用開発促進地域に おける無期雇用かつフルタイムの雇用者に限 定され、一定の調整後、所得拡大促進税制と の併用を可能とする。 (2) 合併、分割等があった場合の増加雇用者数の 調整計算について所要の措置を講じる。	平成 28 年 4 月 1 日 から平成 30 年 3 月 31 日までに開始す る事業年度まで																	

法人税	役員給与	(1) リストリクテッド・ストック（譲渡制限付株式）による給与について、事前確定の届出を不要とする。 (2) 利益連動給与の算定指標の範囲にROE等の利益に関連する一定の指標が含まれることを明確化する。	—
法人税	リストリクテッド・ストック（譲渡制限付株式）	リストリクテッド・ストックの交付に係る費用は、原則として、その株式の譲渡制限が解除された日の属する事業年度の損金の額に算入する。	平成28年4月1日以後に交付の決議がされる譲渡制限付株式について適用
法人税 所得税	中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例の見直し・延長	中小企業者等が取得価額30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合に、300万円まで全額を損金に算入できる特例につき、従業員数が1000人を超える法人を除外し、2年間延長する。	平成30年3月31日まで

〔消費課税〕

税目	項目	検討事項	適用時期
消費税	軽減税率制度の導入	<p>消費税率の引き上げ（現行：8%→改正後：10%）と時期をあわせ、平成29年4月1日から軽減税率制度を導入する。</p> <p>(1) 軽減税率対象品目</p> <p>① 飲食料品（酒類及び外食を除く）</p> <p>② 新聞（定期購読契約が締結され、週2回以上刊行されるもの）</p> <p>(2) 適用税率 8%（国6.24%、地方1.76%）</p> <p>(3) 「適格請求書保存方式」の導入 平成33年4月にインボイス制度として「適格請求書保存方式」を導入する。 現行の請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」（仮称）から交付を受けた「適格請求書」（仮称）又は「適格簡易請求書」（仮称）の保存が、仕入税額控除の要件となる。</p> <p>① 適格請求書発行事業者 免税事業者以外の事業者であって、所轄税務署へ申請書を提出し、適格請求書を交付することができる事業者として登録を受けた事業者とする。 適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行い、他の事業者（免税事業者を除く）から求められた場合には、原則として適格請求書を交付しなければならない。</p> <p>② 適格請求書 適格請求書発行事業者の登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類とする。 不特定多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業（飲食店業、タクシー業等）を行う場合には、適格請求書より簡略な適格簡易請求書を交付することで足りる。</p>	<p>平成29年4月</p> <p>平成33年4月</p>

③ 売上げ及び仕入れに係る税額の計算方法

	課税売上げ	課税仕入れ
原則	税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を乗じて計算する。	適格請求書及び適格簡易請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算する。
例外	適格請求書又は適格簡易請求書の写しを保存している場合には、これらの書類に記載した消費税額等を積み上げて計算することができる(※)。	課税売上げにつき、左記(※)の適用を受けない事業者に限り、税率の異なるごとに区分した金額の合計額にそれぞれ税率を乗じて、課税仕入れに係る消費税額を計算することができる。

④ 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置
 適格請求書等保存方式導入後の一定の期間において免税事業者等から行った課税仕入れについては、一定の仕入税額控除が認められる。

(4) 「適格請求書保存方式」導入までの経過措置

- ① 導入までの間における仕入税額控除については、現行の請求書等保存方式が維持されるが、請求書等に記載すべき事項として「軽減税対象課税資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なるごとに合計した対価の額」が追加される。
- ② 売上げ又は仕入れを税率の異なるごとに区分することが困難な事業者に対して、売上税額又は仕入税額を簡便に計算することを認める措置を講じる。

平成 33 年 4 月～平成 36 年 3 月 (80%)
 平成 36 年 4 月～平成 39 年 3 月 (50%)

消費税

高額資産を取得した場合における消費税の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し

(1) 事業者(免税事業者を除く。)が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内における高額資産の課税仕入れ又は高額資産の保税地域からの引取り(以下「高額資産の仕入れ等」という。)を行った場合には、当該高額資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度は、適用しない。
 (注)上記の「高額資産」とは、一取引単位につき、支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産とする。

(2) 自ら建設等をした資産については、建設等に要した費用の額が税抜1,000万円以上となった日の属する課税期間から当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間において、上記(1)の措置を講ずる。

平成 28 年 4 月 1 日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合について適用。
 ただし、平成 27 年 12 月 31 日までに締結した契約に基づき平成 28 年 4 月 1 日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合には、適用しない。

〔資産課税〕

税目	項目	改正内容	適用時期																																		
固定資産税・都市計画税	農地保有に係る課税の強化・軽減	<p>(1) 農地保有に係る課税の強化 一定の遊休農地について、固定資産税における農地の評価において、正常売買価格に乘じられている割合（平成27年度の評価替えにおいて0.55）を乘じないこととする。</p> <p>(2) 農地保有に係る課税の軽減 所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く）に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、賃借期間が10年以上である農地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1（賃借期間が15年以上である農地については最初の5年間価格の2分の1）とする措置を講ずる。</p>	平成29年度から適用。 —																																		
登録免許税	税率の軽減措置の適用期限の延長	<p>(1) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">登記の種類</th> <th>本則</th> <th>軽減措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">保存登記</td> <td>0.4%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">移転登記</td> <td>マンション</td> <td>2.0%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>戸建て住宅</td> <td>2.0%</td> <td>0.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">登記の種類</th> <th>本則</th> <th>軽減措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">保存登記</td> <td>0.4%</td> <td rowspan="2">0.1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">移転登記</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">登記の種類</th> <th>本則</th> <th>軽減措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">移転登記</td> <td>2.0%</td> <td>0.1%</td> </tr> </tbody> </table>	登記の種類		本則	軽減措置	保存登記		0.4%	0.1%	移転登記	マンション	2.0%	0.1%	戸建て住宅	2.0%	0.2%	登記の種類		本則	軽減措置	保存登記		0.4%	0.1%	移転登記		2.0%	登記の種類		本則	軽減措置	移転登記		2.0%	0.1%	平成30年3月31日まで適用。
登記の種類		本則	軽減措置																																		
保存登記		0.4%	0.1%																																		
移転登記	マンション	2.0%	0.1%																																		
	戸建て住宅	2.0%	0.2%																																		
登記の種類		本則	軽減措置																																		
保存登記		0.4%	0.1%																																		
移転登記		2.0%																																			
登記の種類		本則	軽減措置																																		
移転登記		2.0%	0.1%																																		
固定資産税	中小企業者等の生産性向上設備の取得にかかる固定資産税の特例措置	<p>中小企業者等（注1）が、中小企業を生産性向上に関する法律（仮称）に規定する認定生産性向上計画（仮称）に記載された生産性向上設備（仮称）のうち一定の機械及び装置（注2）の取得をした場合には、当該機械及び装置にかかる固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を講ずる。</p> <p>（注1）「中小企業者等」とは、次の法人又は個人をいう。 (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 (2) 資本もしくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 (3) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人 （注2）「一定の機械及び装置」とは次の（1）から（3）までのいずれにも該当するものとする。 (1) 販売開始から10年以内のもの (2) 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの (3) 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの</p>	中小企業を生産性向上に関する法律（仮称）の施行の日から平成31年3月31日までの間において取得する設備																																		
自動車取得税	自動車取得税の廃止	自動車取得税は平成29年3月31日をもって廃止する。	平成29年3月まで																																		
自動車税 軽自動車税	自動車税及び軽自動車税における環境性能割（仮称）の創設	自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割（仮称）を設ける。これに伴い、現行の（軽）自動車税を（軽）自動車税排気量割（仮称）とするなど、所要の措置を講ずる。	平成29年4月1日以後に取得するものから適用																																		

〔納税環境整備〕

税目	項目	改正内容	適用時期																											
所得税 法人税	クレジットカード納付 制度の創設	国税の納付手続について、国税を納付しようとする者がクレジットカードに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることとする。	平成 29 年 1 月 4 日以後に国税の納付を委託する場合について適用。																											
所得税 法人税	加算税制度の見直し	<p>(1) 調査を行う旨、調査対象税目及び調査対象期間の通知以後、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知((2)において「更正予知」という。)する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合、及び、期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合を一定の場合を除き以下のとおり見直す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>更生予知前の修正申告による過少申告加算税</td> <td>0%</td> <td>5%</td> <td>期限内申告税額と 50 万円とのいずれか多い金額を超える部分は 10%。</td> </tr> <tr> <td>更生予知前の期限後申告による無申告加算税</td> <td>5%</td> <td>10%</td> <td>納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 期限後申告若しくは修正申告（更正予知によるものに限る。）又は更正若しくは決定等（以下（2）において「期限後申告等」という。）があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（更正予知によるものに限る。）又は重加算税を課されたことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税の割合、及び、重加算税の割合について、それぞれの割合に 10%加算する措置を講ずる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>本則 (改正なし)</th> <th>過去 5 年の間に 無申告加算税又は 重加算税を賦 課された者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">無申告加算税</td> <td>15% (50 万円超部分 は 20%)</td> <td>25% (50 万円超部分 は 30%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重加算税</td> <td>原則</td> <td>35%</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>無申告又は 期限後申告</td> <td>40%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納不加算税については、上記（2）の見直しの対象としない。</p>		現行	改正後		更生予知前の修正申告による過少申告加算税	0%	5%	期限内申告税額と 50 万円とのいずれか多い金額を超える部分は 10%。	更生予知前の期限後申告による無申告加算税	5%	10%	納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 15%			本則 (改正なし)	過去 5 年の間に 無申告加算税又は 重加算税を賦 課された者	無申告加算税		15% (50 万円超部分 は 20%)	25% (50 万円超部分 は 30%)	重加算税	原則	35%	45%	無申告又は 期限後申告	40%	50%	平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用。
	現行	改正後																												
更生予知前の修正申告による過少申告加算税	0%	5%	期限内申告税額と 50 万円とのいずれか多い金額を超える部分は 10%。																											
更生予知前の期限後申告による無申告加算税	5%	10%	納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 15%																											
		本則 (改正なし)	過去 5 年の間に 無申告加算税又は 重加算税を賦 課された者																											
無申告加算税		15% (50 万円超部分 は 20%)	25% (50 万円超部分 は 30%)																											
重加算税	原則	35%	45%																											
	無申告又は 期限後申告	40%	50%																											

以上